

豊岡市立竹野中学校いじめ防止基本方針

令和 6年 4月 1日 改訂
豊岡市立竹野中学校

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

1 本校の方針

本校は、「ふるさとを愛し、心身ともにたくましく、自ら学ぶ生徒の育成」を学校教育目標とし、至誠・自立・宏大の校訓のもと、ふるさと豊岡・母校を愛する生徒を育てることをめざしている。

そのために、すべての生徒が安全で安心した学校生活を送り、有意義かつ充実した様々な活動に取り組めるよう、生徒に寄り添う指導を基本とし、日常の指導体制を整備する。まず、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校においては、「いじめは、どの子どもにも、どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築くとともに、個々の生徒の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応する。

今後、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し、人権を守る土壤を育み、「いじめを許さない学校づくり」をさらに推進するため、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識する。学校生活の中で、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見につなげるためのチェックリストを別に定める。

別紙2 早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見

のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 緊急時の組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、事案により校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

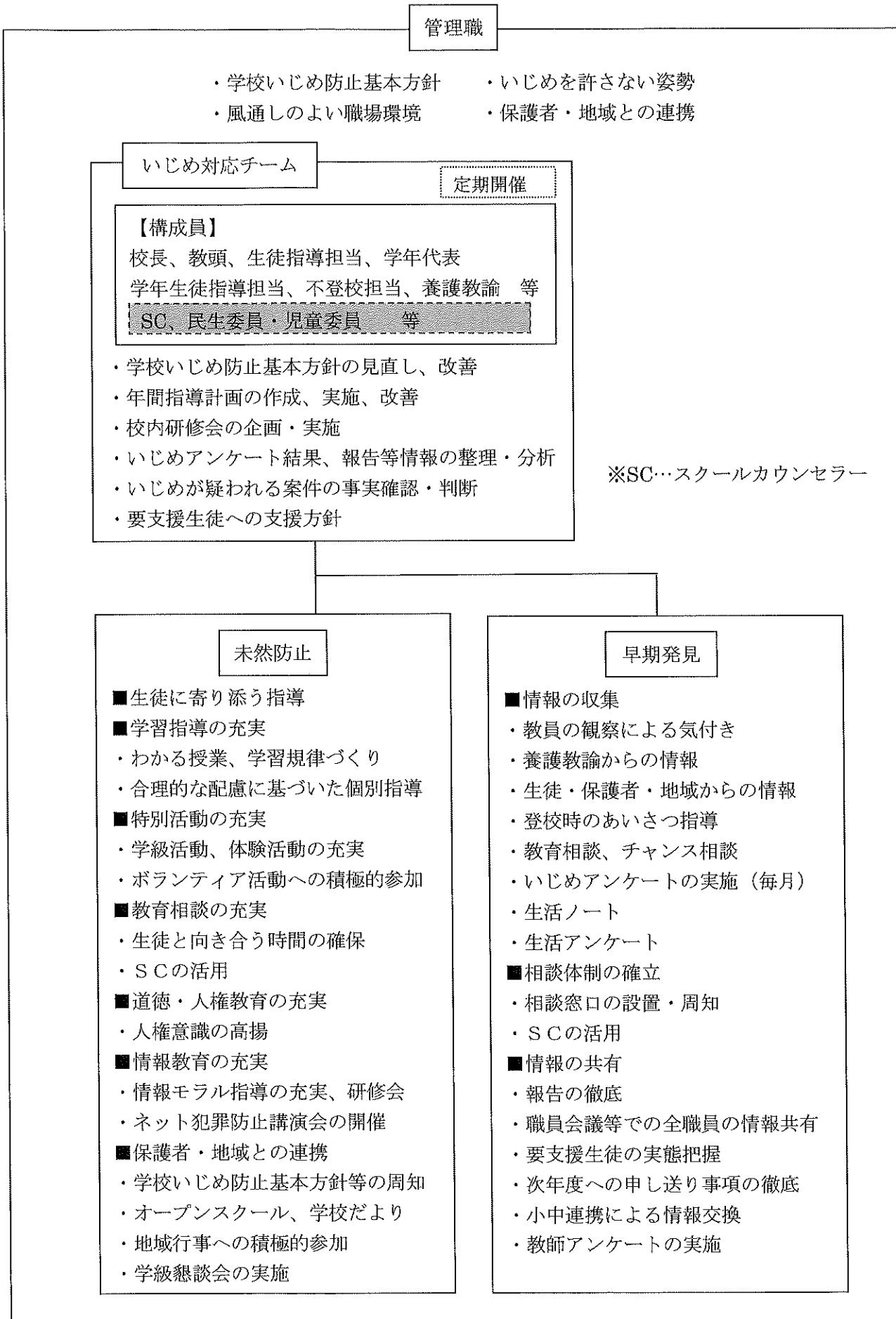
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、豊岡市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」を中心とした組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、豊岡市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向け対応する。

5 その他の事項

保護者や地域から信頼される学校を目指している本校は、これまで「開かれた学校」となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、PTA総会、懇談会等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 揲示物が破れたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎給食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 給食時になると教室から出て行く
- 片づけをさせられている

◎清掃時

- いつも雑巾掛けやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 手や足にすり傷やあざがある
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

年間指導計画

別紙3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員研修会議等	いじめ対応チーム会議①※1 年間指導計画立案 職員研修会① ※2	いじめ対応チーム会議② PTA総会における保護者向け啓発活動 ※3	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1 いじめ対応チーム会議③ いじめ対応チーム会議④		教育相談研修会 カウンセリングマインド研修会① ※5	いじめ対応チーム会議⑤ 生徒・保護者・地域を対象にしたいじめ防止(サイバーフレンド)講演会 職員研修会②
未然防止へ向けた取組	いじめの未然防止に関する職員研修会 生徒指導担当講話① 教師アンケート(4月～3月)	あいさつ立番(PTA・教職員)① 心の教育(いじめ防止)道徳① 学級懇談会(5月・6月)	あいさつ立番(PTA・教職員)② 命の授業 道徳① 小中合同研修会による情報交換① 学校運営協議会①	あいさつ立番(PTA・教職員)③ 生徒指導担当講話② 情報モラル学習会 性教育指導 人権作文・標語	登校日における講話 小中合同研修会による情報交換②	あいさつ立番(PTA・教職員)④
早期発見へ向けた取組	チャンス相談 小学校訪問による情報収集 家庭訪問 生活ノート(4月～3月) いじめアンケート①※4(調査・報告・対応)	チャンス相談 教育相談週間①	チャンス相談 アセス調査① いじめアンケート③(調査・報告・対応)	チャンス相談 三者懇談(保護者)① アセス分析会議① いじめアンケート④(調査・報告・対応)	チャンス相談 いじめアンケート⑤(調査・報告・対応)	チャンス相談 教育相談週間② いじめアンケート⑥(調査・報告・対応)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員研修会議等	いじめ対応チーム会議⑥	いじめ対応チーム会議⑦	事故発生時、緊急対応会議の開催 いじめ対応チーム会議⑧ いじめ対応チーム会議⑨ カウンセリングマインド研修会② ※5 学校評価	いじめ対応チーム会議⑩	いじめ対応チーム会議⑪ 今年度の反省と次年度の課題	
未然防止へ向けた取組	あいさつ立番(PTA・教職員)⑤ 心の教育(いじめ防止)道徳② 人権授業	あいさつ立番(PTA・教職員)⑥ ふれあい育児体験(3年生対象) 小中連絡会による情報交換 命の授業 道徳② 学校運営協議会②	あいさつ立番(PTA・教職員)⑦ 生徒指導担当講話③ 命の授業 道徳③ 小中合同研修会による情報交換③	あいさつ立番(PTA・教職員)⑧ 命の授業 道徳③ 小中合同研修会による情報交換③	あいさつ立番(PTA・教職員)⑨ 生徒指導担当講話④ 小中引き継ぎ会による情報交換 学校運営協議会③	あいさつ立番(PTA・教職員)⑩ 生徒指導担当講話④ 小中引き継ぎ会による情報交換
早期発見へ向けた取組	チャンス相談 いじめアンケート⑦(調査・報告・対応)	チャンス相談 アセス調査② アセス分析会議② いじめアンケート⑧(調査・報告・対応)	チャンス相談 三者懇談(保護者)② いじめアンケート⑨(調査・報告・対応)	チャンス相談 いじめアンケート⑩(調査・報告・対応)	チャンス相談 いじめアンケート⑪(調査・報告・対応)	チャンス相談 三者懇談(保護者)③ いじめアンケート⑫(調査・報告・対応)

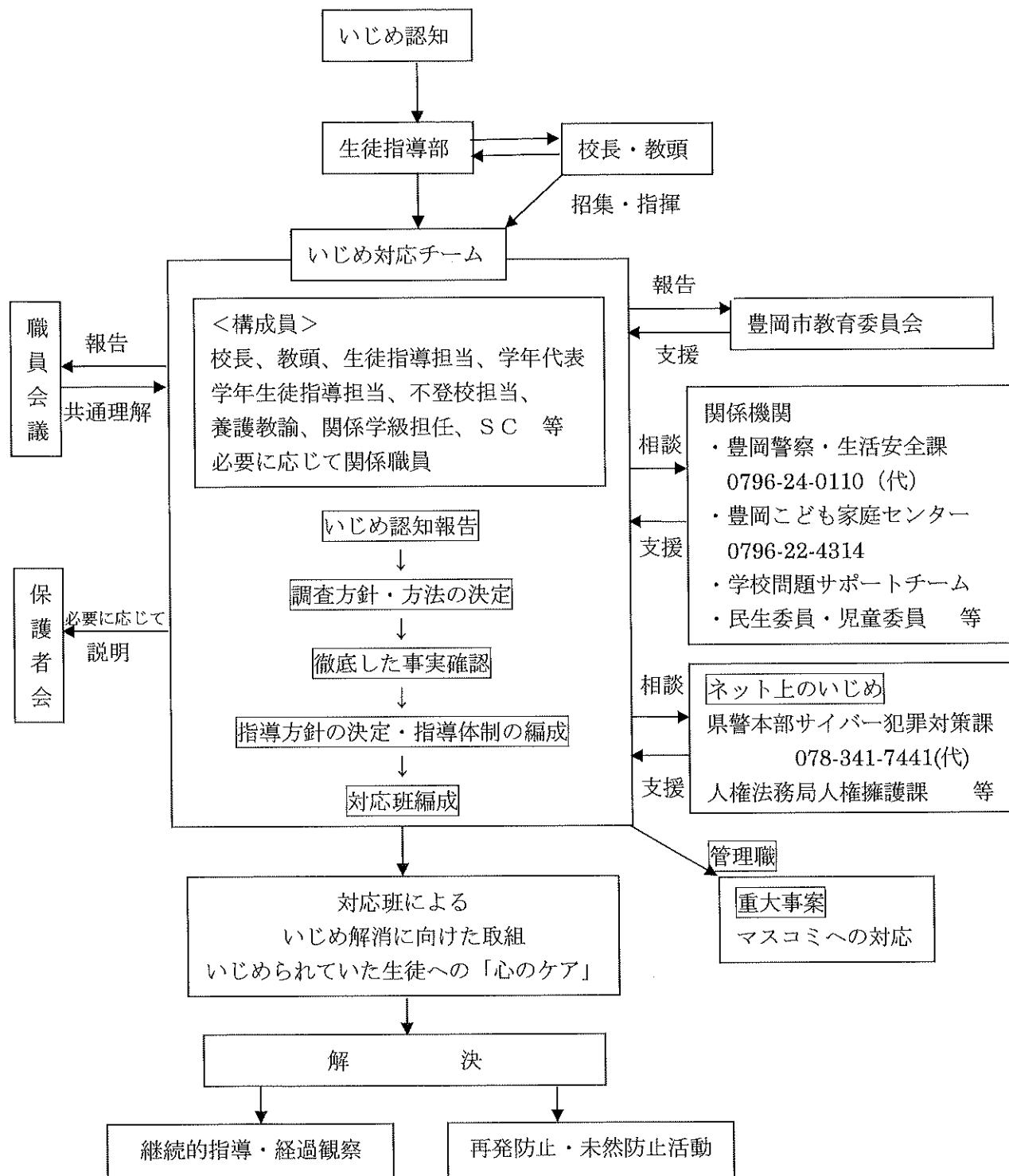
※1 緊急対応会議:事案発生時には、「いじめ対応チーム」による緊急対応会議の開催で対応する。

※2 職員研修会①:いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※3 PTA総会における保護者向け啓発活動:学校の指導方針を保護者へ周知する。

※4 いじめアンケート:いじめの実態を把握するためのもので、毎月実施し、保存する。(5年)

※5 カウンセリングマインド研修会:SCによる研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。



- 被害者やいじめを知ってくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。